



# きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2024.4月 No.228  
([takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp))



## 労働保険事務組合きずなの皆さまへ

- 労働保険料年度更新について  
労働保険料（労災保険・雇用保険）年度更新の時期になりました。  
年度更新では、1年間の賃金総額に基づき納付する保険料を算定します。

～ 事業所様にご準備いただく書類 ～

- ・令和5年4月分から令和6年3月分までの従業員全員（学生アルバイト等の含む）の賃金台帳。
- ・建設業の事業所様は令和5年4月1日から令和6年3月31日までに終了した元請工事の工事高。ご準備できましたら担当までご連絡ください。



## 【2024年4月から労働条件明示のルールが変わりました！！】

労働契約の締結・更新における労働条件明示事項が追加されます	
明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	<b>1. 就業場所・業務の変更の範囲</b>
有期労働契約の締結時と 更新時	<b>2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容</b> 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。
無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が発生する 契約更新時	<b>3. 無期転換申込機会</b> <b>4. 無期転換後の労働条件</b> 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

\* 無期転換ルールとは、同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

## ~~~~~ パワーハラスメントについての研修をしませんか？ ~~~~~

このところ当事務所においても職場におけるパワハラについての相談が増えています。被害をうけた人が退職するなど対応が十分でなくて大きな問題になるケースもあります。社員の安全と働きやすい職場づくりのためにも対策が必要です。そもそも令和4年4月からは、全ての事業所で「パワハラ防止措置」が義務となっており、パワハラに対する正しい理解を身につけて、よりよい職場環境にしていくために社員全員や管理職を対象にした研修が大事だと言われていています。事業所のニーズに合わせた効果的な研修を企画・指導しますのでどうぞお気軽にご相談ください。

\* その他、人材育成のための管理職研修、新入社員研修、なども行いますのでご相談下さい。



当事務所のゴールデンウィークのお休みは 5月3日 ～ 5月6日 です。